

令和7年6月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（付託）

令和7年6月27日（金）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	岡田	理絵
副委員長	川真田	琢巳
委員	井村	保裕
委員	平山	尚道
委員	井下	泰憲
委員	立川	了大
委員	長池	文武
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉

議会事務局

政策調査課副課長	仁木	ちあき
政策調査課課長補佐	福良	美和
政策調査課主任主事	丹生	瞳

説明者職氏名

〔こども未来部〕

部長	原内	孝子
副部長	犬伏	伴都
こども未来政策課長	河井	美智子
子育て応援課長	玉岡	あき子
こども家庭支援課長	吉田	恵司
男女参画・青少年課長	内海	三枝子

〔生活環境部〕

副部長	吉成	浩二
生活環境政策課長	島	智子
労働雇用政策課担当課長	山本	雄史
多文化共生・人権課長	山田	寛之

〔保健福祉部〕

部長	福壽	由法
次長（健康福祉担当）	大西	秀城

地域共生推進課長	杉友 賞之
医療政策課長	藤坂 仁貴
健康寿命推進課長	井原 香
健康寿命推進課国保運営室長	松浦 正治
長寿いきがい課長	島田 准子
障がい福祉課長	杉生 忍

〔経済産業部〕

部長	黄田 隆史
産業人材課長	小山実千代

〔教育委員会〕

教育長	中川 斉史
教育DX推進課長	戎 弘人
教育創生課長	青木 秀夫
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
生涯学習課長	新開 弓子

〔警察本部〕

生活安全部長	前川 伸二
少年女性安全対策課長	野田 浩史

【報告事項】

- フリースクール利用状況等アンケート結果（速報）について（資料1）
- 「徳島県学びの多様化学校の在り方検討会議」について（資料2）

岡田理絵委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

原内こども未来部長

こども未来部関係について、1点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。フリースクール利用状況等アンケート結果（速報）についてでございます。このアンケートは、令和6年11月定例会において、調査する旨、公表させていただいたものでございますが、この度、速報として、結果を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

1、実施内容でございますが、県内小中学校に在籍する、学校に行きづらさを感じる子供と保護者を対象に、保護者団体やフリースクール運営者などを通じ、御協力いただける範囲で回答をお願いしたものであり、WEBアンケートによる無記名調査として、2月3日から2月28日の間で実施いたしました。

2、概要でございますが、（1）保護者アンケートの結果といたしましては、資料の最下段、②フリースクールの1か月当たりのおおよその費用について、授業料や施設利用料等は平均2万5,362円、運賃等の通所に要する費用は平均5,332円という結果でございます。

2ページを御覧ください。続いて、④フリースクールへ通うことの課題については、複数回答ではございますが、表の一番左、経済的な負担が大きいのが最も高く、次いで、保護者の仕事との両立が難しいと続いております。また、子供を対象としたアンケート結果については、資料2ページの中段下（2）に掲載しているとおりでございます。

今後は、全体版の結果がまとまり次第、速やかに県ホームページにおいて公開するとともに、市町村や教育委員会などの関係機関と情報共有の上、アンケートで頂いた子供と保護者の声をしっかりと受け止め、効果的な取組を検討してまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

中川教育長

教育委員会関係について、この際1点、御報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。徳島県学びの多様化学校の在り方検討会議についてでございます。

資料の1、概要を御覧ください。当会議は、本県における不登校児童生徒の多様な教育機会確保に係る現状と課題、今後の方向性、学びの多様化学校の在り方等、必要な事項について、多角的に検討するため、設置するものでございます。

4、今後の予定としましては、令和7年6月30日に第1回会議を開催した後、令和8年3月までに4回程度開催いたします。また、児童生徒及び保護者等を対象としたアンケート等を実施するなど、幅広く意見を把握し、それらも踏まえながら、本県における学びの多様化学校の在り方について、しっかりと協議したいと考えております。

報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

岡田理絵委員長

以上で報告は終わりました。これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

井村保裕委員

今、フリースクールの説明と学びの多様化学校の説明を頂きました。

まず、フリースクールについてお聞きしたいと思いますが、今の説明を受けますと、フリースクールは不登校児の受皿ですよというイメージがあるんですけど、今現在、このフリースクールはいくつありますか。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、フリースクールの数について御質問を頂きました。

フリースクールにつきましては、認可、届出をするものではございませんが、不登校児童生徒に対する支援充実を図るために、教育委員会のいじめ・不登校対策課で設置をしております、徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会の趣旨に賛同しまして、連携をしているフリースクール等の民間団体の数といたしまして、令和7年4月1日時点で17団体ございます。

井村保裕委員

そのアンケートが、その17団体からのアンケートの結果ということになるのですか。

吉田こども家庭支援課長

今回のアンケートにつきましては、保護者団体やフリースクールなどの17団体等を通じて調査をしたものでございます。

井村保裕委員

そういった子供たちを受け入れる施設というのであれば、最低基準の運営基準とか、設置基準とか、マニュアルとかが必要だと思うのですが、基準はあるのですか。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、フリースクールに関しまして、設置運営等の基準について御質問を頂きました。

フリースクールにつきましては法律等により要件、基準が定められているものではございません。各スクールが理念や方針を定めまして、自主性、主体性の下に設置、運営している民間の施設でございます。

井村保裕委員

設置基準も、運営基準もないと、それぞれ民間の施設なので、そういった不登校児を受け入れている施設もあれば、単発でイベント的にやっているところも、フリースクールですよといえば、そうなんですということなんですよね。

そうしたら、先日、不登校児とか、学校の集団生活、学校生活になじめない小中学生がフリースクールに通えば、学校に行ったことになるという報道があったと思うのですが、基準も何もない民間施設に対して、学校に行ったことになる、出席扱いになるというのは矛盾を感じるんですけど、そのあたりはどのようなようになっていますか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、井村委員より、フリースクールにおいて、相談・指導を受けている場合の出欠の取扱いについて御質問を頂きました。

令和元年の文部科学省からの通知、不登校児童生徒への支援の在り方についての別紙において、義務教育段階の不登校児童生徒が、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについてというのが示されておりまして、その中で一定の要件を満たす場合は指導要録上、出席扱いとすることができるとし、その判断は校長となっております。

また、フリースクールなどの民間施設における相談・指導が、個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が設置者である市町村教育委員会等と十分連携を取りながら判断することになっておりまして、県内の市町村立学校については、教育委員会と協議を図りながら、国の通知に基づいて出欠の取扱いについて判断をしているところです。

井村保裕委員

国のガイドラインの最低基準をクリアした施設に通っていれば出席扱いになるということなんですね。

では、それぞれの自治体でも不登校児に対して、小松島市だったらなみずき学級とか、いろいろ公がやっている施設もある中で、そこでもなじめない子供たちが民間の施設で学習なり、非行にならないように連れ出す、そして次の学校に向けて、行ける態勢に持っていくのは大事なことだと思うのです。

その実態把握をきちんとしておかないといけないと思うのです。そうでなければ、午前中はフリースクールで昼から塾ですとか、午前中はフリースクールで昼から学童保育ですとか、民間の学童保育ですとか、午前中はフリースクールで昼からこども食堂ですとか、いろんなパターンが想定されてくるように思うのです。

そうすると、せっかくこども食堂でも子供の居場所という部分と、地域のコミュニティでうまく機能しかけていたのに、選択肢がずっと広がって行って收拾がつかなくなるような、そんなイメージがあるので、単発のイベント、サークル的なイベントまで、フリースクールとうたえばフリースクールになりますというのであれば、その辺はきちんと現状を把握して、子供たちが安心安全で過ごせるように御配慮いただいて、調査をしていただきたいと思います。

もう1点なのですが、0、1、2歳の保育料の無償化についてもお聞きをいたします。

2月議会で、4月からは間に合わないのので、この9月から、0、1、2歳の保育料の無償化を実施しますと。県が半額負担で、それぞれの市町村が半額負担でやりますということなのですが、この9月から全ての市町村においてスタートできるのでしょうか。

玉岡子育て応援課長

井村委員から、0から2歳の保育料無償化の市町村での実施の見込みについて御質問を頂きました。

一部の自治体においては、現在、議会で関連予算を審議中のところもございまして、確

定したものではありませんが、現段階では全市町村が実施の方向で準備を進めていただいているところです。

具体的には、県が無償化を制度化する前に、既に先行して実施済みであったのが6市町村でございましたが、令和7年4月から実施しているところが2市、令和7年9月から予定も含めて実施するところが16市町となっております。

井村保裕委員

これまでやっていた自治体も含めて、これまではそれぞれの自治体が財政負担してやっていたのだけれど、全ての自治体で、この9月からは半額負担でやる、スタートできると。

そこで問題になってくるのが所得制限なんですよ。子育て世代のお母さんたちとか、保護者会の会長さんとか、施設の園長さんとか、話を聞きますと、やってくれるのは本当に有り難い、ただ、所得制限については、県内全ての市町村において、同じ環境で子育て支援対策をするべきではないかと。

所得制限を外して全額負担無償化している市町村もあれば、この度スタートするんだけど、所得制限があるではないかという御意見もあります。そういった所得制限が有る、無し、も県内であるのですか。

玉岡子育て応援課長

所得制限を設けているかどうかという県内の状況ですけれども、県の補助制度におきましては、世帯年収が640万円未満というところを要件にさせていただいております。

現在のところ、いずれも予定ですけれども、市町村独自の支援として所得制限を設けない所が18市町村で、所得制限を設ける所が6市町でございます。

ただ、所得制限ありとしている団体の中でも、制限を設けるけれども、例えば第2子は所得制限を設けないであるとか、所得制限の対象になる場合は、保育料の半額を助成するとか、県の制度に加えまして、独自の支援に取り組んでいただく所もございます。

井村保裕委員

先ほども言いましたけれど、県内それぞれで同じように子育て施策として公平に環境を整えるべきと思うのです。

最後に意地悪な質問をするのですが、所得制限を撤廃する方針はありますか。

玉岡子育て応援課長

保育料の無償化といった、いわゆる子育てに係る基幹的な経済的支援につきましては、各自治体の財政力によって地域での格差が生じないように、まずは国の責任と財源によって全国一律の制度を構築していただくのが本来と考えておりまして、こども未来部としても国に対して制度の創設の要望を行っているところでございます。

こうした中、県としては危機的な状況にある少子化に対応したいということで、国に先駆けた形で、本県独自の支援として予算をお認めいただきまして、今回0から2歳の保育料の無償化を実施させていただくところでございまして、少子化の大きな要因である子育て世帯の経済的不安の解消というところで、まずは世帯年収640万円未満というところで

実施させていただきたいと考えております。

実施に当たりましては、無償化による事業化効果とか課題についても検証を行うこととしておりまして、井村委員の御意見にありましたけれども、保護者の方々のお声とか、市町村の御意見もしっかり聞いてまいりたいと考えております。

井村保裕委員

確かに国の責任であり、国が筆頭で、岸田前首相の時から、異次元と言いながら、全然異次元ではない施策が出てきた中で、しっかりやっていただきたいと思います。

子育て支援だけではなくて給食費の無償化とか、いろいろ今も出ていますけれど、一つだけが良くてもいけない、子育て支援というのはトータルで充実させないといけないと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

平山尚道委員

私からは、1点質問させていただきます。

私の地元にある県立海部病院では、県から徳島大学への寄附講座により分娩機能を維持してきましたが、この7月から産婦人科が残るものの、分娩は休止となると承知しております。まずは、これまでの経緯を教えてください。

藤坂医療政策課長

ただいま、平山委員より、海部病院での分娩休止についての、これまでの経緯について御質問を頂きました。

県立海部病院の産婦人科につきましては、平成19年度に産科医の確保が困難となったことから分娩休止となっておりますが、平成22年度に県から徳島大学への寄附講座によりまして分娩を再開いたしまして、24時間365日の診療体制を維持してきたところでございます。

寄附講座の開設以降、これまで40の方が海部病院で出産をしておりますが、令和元年度の1件を最後に分娩の実績がないという状況が続いているところでございます。

こうした中、この度、徳島大学より、徳島大学病院のMFICU、母体胎児集中治療室について、2名体制での宿日直体制が義務付けられたこととありますとか、在籍する医師の減少などの状況がある中、県内唯一の総合周産期母子医療センターとしての機能を維持していく必要があり、また県全体の周産期医療を維持していることや、近年の分娩実績を踏まえて、海部病院の寄附講座については、令和7年6月末をもって廃止したいという申入れをいただいたところでございます。

県といたしましては、この申入れは海部病院の分娩実績を踏まえますと、限られた医療人材を適切に配分し、県全体の周産期医療を維持していくため、やむを得ないものと考えまして、この度の判断に至ったところでございます。

平山尚道委員

令和2年度からは分娩の実績がない状況であるということ、大学病院の今まで一人であったところが、二人体制での宿直体制というのが義務付けられたということと、医師の

減少ですかね。休止の理由としては致し方がないと分かりました。

では、7月以降、分娩休止後の県や地元の対応について教えてください。

藤坂医療政策課長

ただいま、7月以降の海部病院における分娩休止後の県、地元町の対応についての御質問を頂きました。

7月以降、分娩は休止いたしますものの、妊婦健診等については引き続きニーズがございますことから、海部病院におきましては、徳島大学にも御協力を頂きながら、週3回の外来機能を維持いたしまして、妊婦健診でありますとか、婦人科疾患に対応した外来診療を行うこととしております。

また県では、遠方の分娩施設での出産となる妊婦の方への交通費でありますとか、宿泊費を支援する制度を令和6年度から設けておりまして、海部病院の分娩休止に伴いまして、補助対象となるエリアについては、そういったことも出てきますので、地元町でありますとか、県関係課としっかり情報共有して、制度が活用されるように取り組んでまいりたいと考えております。

現在、海陽町においては、町単独で郡外の分娩取扱施設への妊婦の検診のための通院や出産時の交通費、宿泊費を助成しておりまして、また牟岐町においても同様の制度を創設して予算を計上したと聞いております。

さらに、海部郡の3町が加入いたします海部消防組合におきましては、妊婦の出産時等の移動に対しまして事前に情報の登録を行うことで、緊急時にスムーズに救急自動車での分娩可能な機能を有する施設まで搬送するママ・サポート119というのを7月より開始すると伺っております。

県といたしましては、引き続き、町、関係機関としっかり連携して対応してまいりたいと考えております。

平山尚道委員

鳴門市に続いて海部消防でも緊急時の対応としてママ・サポート119というのが、7月より開始するというので、少し安心をいたしました。

今後とも、地元地域と連携をした支援をお願いするとともに、医師の確保も含めて、地元のニーズの把握にしっかりと努めていただきたいと、お願いをいたします。

近藤諭委員

私からは、不登校のことについて質問させていただきます。

前回の事前委員会で、不登校の小学校、中学校、高校の小中高別の人数、不登校人数の発表がありましたが、その中で小学生や高校生に比べて中学生が圧倒的に多かったのですが、このことについて、県教育委員会としては一体どのような分析をしているのか教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、近藤委員より、不登校児童生徒の中で中学生の割合が多い理由について、県教

育委員会の分析の御質問を頂きました。

中学生の不登校児童生徒数が小学生に比べ割合が多い理由につきましては、具体的な背景等は大変複雑で多様化していることもあり、把握をするのは難しい状況ではありますが、国の調査における不登校児童生徒について把握した事実として、いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった、転編入学、進級時の不適応による相談があった、学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた、不安、抑うつ等の相談があったなどの項目において、小学校よりも高くなっているというところから、小学校から中学校への進学に伴う環境の変化や学習内容が難しくなっていること、また思春期特有の心身の発達、友人関係の変化などが複雑に影響しているものと考えております。

近藤論委員

前回の事前委員会で、私は不登校の定義について質問させていただいたのですが、不登校というのは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因の背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義がされていると聞いたのですが、この中で長期欠席者、仮に90日以上の不登校児童数は一体どれぐらいいるのか教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

近藤委員より、長期欠席をしている不登校児童生徒数について御質問を頂きました。

令和5年度の国の調査において、県内の小中学校の不登校児童生徒数は1,762人、そのうち90日以上欠席している者は908人となっております。

近藤論委員

全体の約半数以上が長期欠席者という実情、これは令和5年の数字とお伺いしたのですが、逆に不登校まではいかないが学校を休みがちな児童生徒に対して、どういう早期対応をしているのか教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

近藤委員より、学校を休みがちな児童生徒への早期対応について御質問を頂きました。

学校を休みがちな児童生徒への早期対応としましては、児童生徒のわずかな変化に気づき、思いを受け止め、個々の状況に応じた対応が重要であることから、県教育委員会では不登校の未然防止のためのリーフレットや、段階別不登校対応ハンドブックを作成しまして、不登校の未然防止や早期対応の徹底、不登校児童生徒支援の充実に取り組んでいるところであります。

具体的な対応としまして、不登校の兆し発見チェックリストを作成、掲載しまして、不登校の兆しを見逃さない取組の強化を図るとともに、不登校やいじめの兆候を見逃さないためのアプリを使いまして、相談体制の充実に取り組んでいるところであります。

また、そういった中で、児童生徒の悩みや抱えている課題の早期解決を図るため、心理や福祉の専門家や関係機関と連携できる体制の整備に取り組んでいるところであります。

近藤諭委員

進学や受験を迎えた中学3年生の長期欠席者に対する進学のアドバイスというのは、今、どのようになっているのでしょうか。教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、近藤委員より、長期不登校の児童生徒の進学へのアドバイスにつきまして、どのような状況か御質問を頂きました。

不登校の状態にある中学生の進路指導については、本人の意思と状況を尊重し、多様な選択肢を検討することが重要であると考えております。

そして、学校、家庭、地域、支援機関が連携しまして、情報共有と相談を密に行うことで、生徒が安心して進路を選べるようサポートする必要があります。

県教育委員会では、教職員のみが進路相談に対応するのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが進路に関する悩みや不安について相談・対応するなど、学校と家庭の橋渡しを行っている場合もあります。

さらに、県ホームページに不登校児童生徒支援についての関連施設、相談窓口を作成し、教育支援センターや相談機関、民間団体、相談窓口等の必要な情報を広く提供することで、進路の悩み等について相談できる体制を整備いたしております。

近藤諭委員

担任の先生とか学年主任の方に、あまり負担が大きくなるような形で、前に文教厚生委員会で、中学生の教員の方の残業数が一番多かったようなイメージがありましたので、その辺もいろいろ考えながら対応していただきたいと思っております。

あと、前回の事前委員会とか本議会でも、学びの多様化学校の中の質疑で、鳴門教育大学の大学院生による訪問支援という話がありましたが、その対象者など、内容について詳しく教えていただけますでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

近藤委員より、鳴門教育大学院生による訪問支援について御質問を頂きました。

ライフサポーター派遣事業を、平成14年度から県教育委員会で実施しております。不登校児童生徒の自宅に臨床心理を学ぶ大学院生をライフサポーターとして派遣し、他者との関わるきっかけを作り、悩みや不安の解消を図るとともに、学校への復帰に向けて側面的に支援するものです。

また、不登校に対する教職員や関係機関職員の意識の向上を図り、問題解決のための援助を行うとしております。対象については、小、中、高等学校の児童生徒を対象としまして、令和6年度については、鳴門教育大学の大学院生が70名、それから徳島文理大学の大学院生が12名、合計82名をライフサポーターとして委嘱をしているところです。

近藤諭委員

現在82名のライフサポーターがいるという形ですね。

あと、今年度から徳島県教育委員会で導入しているSOSを見逃さない匿名相談アプリ

の活用事業内容についても一度、教えていただけますでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

近藤委員より、SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業につきまして御質問を頂きました。

まず事業内容についてです。文部科学省の調査で、令和5年度いじめの重大事態の1,306件のうち、事前にいじめを認知できていないものが約4割に上っており、早期発見、早期対応が大きな課題となっております。

さらに、近年ネットによる深刻ないじめが増加傾向にあり、その防止対策は最重要かつ喫緊の課題と考えております。

そこで、令和7年度より、県内全ての公立中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校において、一人1台端末等による匿名でチャット相談できるアプリを活用し、生徒がいじめや不登校等で悩みや不安を抱えていたときに、報告、相談できるようにしております。

また、本事業につきましては、相談体制のみならず、6月上旬より委託業者の専門講師がいじめの未然防止教育に関する意識啓発授業を各学校で実施をいたしまして、相談することの大切さ、意義や、いじめをしない態度、能力の向上を図り、そういった取組も同時に並行して実施をしているところです。

近藤論委員

今年度からスタートしているということですが、現在で相談件数とかが分かっていたら、教えていただけますでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、近藤委員より、SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業の相談件数等につきまして御質問を頂きました。

相談件数につきましては、事業スタートの4月23日から現在までで約200件を超える相談が寄せられております。

内訳としましては、中学校が133件、高等学校68件、特別支援学校15件となっております。

相談内容につきましては、授業や部活動などの学校生活及び家庭環境、友人関係等についての不安や悩みに関することなど、多岐にわたっておりまして、そういったところでしっかり対応を行っていく、相談を受けているという状況であります。

近藤論委員

現段階では余り重たいような相談が少ないと把握をしておりますが、軽い、重たいというのは、こちらの判断ですることではないと思っておりますので、質問の一つ一つ、相談の一つ一つに丁寧な対応を是非、お願いしたいと要望しまして、質問を終わります。

井下泰憲委員

まず私からは、南海トラフ巨大地震の新被害想定が出まして、先日、県土整備委員会でも聞いたのですが、今後、県の独自の被害想定を作っていくということでございます。

今、学校でBCPを当然作っていると思うのですが、寮とか、下宿生に対する災害時における対応というのはどのようにされているのかを、教えてください。

國方体育健康安全課長

井下委員より、下宿等における避難計画は適切に行われているのかとの御質問を頂きました。

学校においては、学校防災管理マニュアルを参考に、地域や学校の実情に応じて学校防災計画を作成し、学校防災の推進を図っております。

学校防災管理マニュアルでは、災害発生時の対応を在校時、登下校時、在宅時に分けて例示しており、下宿等における避難については在宅時の対応が参照されます。

在宅時の対応として平常時にしておくこととしまして、ハザードマップ等を利用して自宅付近の避難場所を複数以上確認し、どこに避難するか、保護者、学校で情報を共有しておくこと、また避難場所までの避難経路については家族で話し合い、下見をしておくことなどが示されており、下宿をしている生徒についても、これに準じた指導をすることになります。

また、安否確認につきましては、学校ごとに連絡方法を事前に決めて共有しており、インターネットは比較的、災害に強いといわれていることから、電子メール等、電話以外での通信手段を連絡方法とするケースが多くなっております。

下宿生においては、場合によっては教職員が直接訪問して安否を確認することもあると考えられますが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることがないよう留意することとしております。

下宿をしている生徒につきましては、災害発生時に生徒が一人である可能性が高いことから、自宅で保護者と生活している生徒以上に、生活状況に応じて保護者とも連携した、きめ細やかな対応を今後も周知徹底してまいります。

井下泰憲委員

高校生ぐらいになると、ハザードマップを確認してくれとか言っても、見る見ないはあと思うのですが、あまり見ないと思うのです。その中で今回、県も新被害想定を出すということで、学校のBCPも、寮も、改めて見直しが必要ではないかというところがございます。

また、下宿生に対しては、県外から来ている子も、今後、増えてくることを考えると、当然ながら、子供たちの安否確認をそれぞれでやってくれというよりは、しっかり学校でそれが取れるような体制を作っていただきたいと思っておりますし、例えば、入学時にアパートとか、そういうところを選ぶと思うのですが、そういう時にしっかり、ハザードマップをお渡しするなりなんなりして、在宅時により安全が確保できるようなところに住んでもらうのも一つではないかと思っております。これは今後、県の新被害想定が出た後で対応していただけたらと思いますので、よろしく願いをします。

それと、先ほどのフリースクールのアンケートについてお伺いしたいのですが、まず1

点、認識を確かめておきたいことがありますして、フリースクールとは義務教育ですか、そうではないのですか。教育委員会、こども未来部、両方に確認をしたいです。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、フリースクールは義務教育なのかという御質問を頂きました。

フリースクールにつきましては、先ほどと重複しますが、法律等において要件、基準を定めたものではなく、民間の運営団体が理念や方針を定め、自主性、主体性を持って設置、運営をしている民間施設でございます。

福多いじめ・不登校対策課長

フリースクールにつきまして、義務教育かどうかという御質問を頂いたところであります。今現在、教育委員会が設置しています協議会に賛同いただいている17の団体につきましては、小学生、中学生、また高校生等も参加している場合があります。ですので、小中高の児童生徒が活用しているといった状況はあろうかと考えております。

井下泰憲委員

今回アンケートを取っていただいて、回答数を見ると、多いのか、少ないのか、分からないところもあるので、まず1点、確認したいです。このアンケート、対象者というのはどれぐらいいたのですか。

吉田こども家庭支援課長

アンケートの対象者数についてお尋ねを頂きました。

今回、アンケートを実施するに当たりましては、保護者団体や県と関係のあるフリースクールに依頼をさせていただき、調査をしたものでございます。

不登校のお子さんにつきましては、教育委員会の調査では、令和5年度で、小、中、高校合わせて1,950名とお聞きしておりますが、今回御協力をお願いして回答いただいたのが、こちらの資料に載っている数字でございます。

井下泰憲委員

ヤングケアラーのアンケートを取っていただいた時もそうだったのですが、結局2,000人近い子供が不登校の状態だということは分かっているのですが、学校に行きづらさを感じる子供というのが2,000人ぐらいいる中で41件ということで、これはフリースクールに行っている子を対象にはしていると思うのですが、もし取るのであれば、教育委員会の協力を得て、できる限り2,000人の子供たちの本音の部分の部分をしっかりと聞いていかないといけないのではないかと思います。

先ほどフリースクールの定義についてお伺いしたのですが、フリースクールを、引きこもりとか、不登校の子が行くところだというような感じで話されています。当然そうではなくて、とても広い、インターナショナルスクールとかもフリースクールだったりとかするので、私としては学校どうのこうのとか、施設どうのこうのというよりはピンポイントで、改めてそれぞれで子供たちの状況を把握する必要があると思っておりますが、それは

なかなか難しいのですか。どうなのでしょう。

どうせなら、この2,000人の子供たちにアプローチを掛けていくということは、今後、考えたりはしませんか。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、アンケートの回答数のことについて御質問を頂きました。

井下委員がおっしゃるように、十分な回答数でないということは承知をしておりますが、心理分野においても不登校の当事者に対するアンケートは実績が少ないと聞いております。

今回、アンケートを実施するに当たりまして、有識者の方に御意見などをお伺いしたところ、県がこういったアンケートを実施するというのは大きな一歩だという御意見も頂いておりますので、今回のアンケート結果につきましても、当事者の声としてしっかり受け止め、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

それともう1点なのですが、あくまで今回は不登校の子を対象で言わせていただきたいのですけれど、学校から不登校の子に対して、フリースクールを勧めるということはあるのでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

井下委員より、学校からフリースクールを勧めることはあるのかとの御質問を頂きました。

学校におきまして不登校児童生徒、またその保護者と、いろんな相談をしながら協議を進めていく中で、保護者や児童生徒から、何かそういった機関等があるかとの御質問を頂いたり、生徒のニーズ、状況を踏まえながら、お話をする場合があると考えております。

井下泰憲委員

今回のアンケートを、教育委員会でも分析していただけたらと思います。

先ほど義務教育かどうかと聞いた理由が二つありまして、一つは、義務教育は別に学校に行かせる権利でもなければ、行く権利でもありません。

単純に子供たちが生きていく、教育環境が確保できて、生きていくところがあれば、それが義務教育だと私は思っているし、恐らく憲法にもそのように書かれていると思うのですが、それともう一つは、今、不登校の子たちが義務教育としてのフリースクールに行く際に、お金を払って行っております。

本来、義務教育を認め、これを義務教育とするのであれば、子供たちに対するお金が掛かっている部分への支援は、多分していかないといけないのではないかと考えているのですが、これも憲法で定められておりますので、その辺、不登校の子たちがフリースクールに通うということをしっかりと位置付けするとか、定義付けしていく必要が、僕はあると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

岡田理絵委員長

小休します。（11時20分）

岡田理絵委員長

再開します。（11時20分）

井下泰憲委員

何年か前に意見書を上げたということもありましたが、この定義の中で、ものすごく負担になっているところもありますので、僕としては、学校現場とか子育ての現場からもしっかりと発信していただきたいと思います。

それと先ほど、フリースクールもそうですけれど、学びの多様化学校というところで、これも不登校の子たちの話をしています。

僕は祖谷から、高校は下宿をしながら鳴門に行きました。それを踏まえてお話しすると、場所の話もいろいろ出ましたけれど、行きやすい場所がないといけないという問題でもないような気がするのです。

私は、今まで地域みらい留学を実施している高校に2か所、行ってきました。その中で1番びっくりしたのは、両方とも、県外から来ている子供たちが中学生だった時の不登校の割合がものすごく高くて、それで話をしても、逆に不登校だったと思えないぐらいきらきら輝いていました。

不登校だから地域みらい留学の制度を使って来たという言い方もしていたのですが、私が何を言いたいかというと、先ほども言いましたけれど、単純に子供たちの逃げ場所とか、認めてもらえる場所を作っていくことが、不登校の解決というか、ある意味どこでもいいのではないかと考えています。

今後、高校も魅力化を進めていたりとか、魅力化の一環で、地域みらい留学の制度を各高校に入れていただいているのですが、今言ったみたいに、中学生の頃に不登校だった子とかが、それぞれの地域が選択肢に入ってくると思うのですが、ここの部分で、今の学校現場だけだと受入れに対して、どうしても頭でっかちになるのではないかと考えるのです。地域の魅力化を押し出したいのだとかいうところが出ると。

それは一つ大事なところなので置いといてほしいのですが、その中で、今、当然、子育ての現場であったり、保健福祉の現場でこういった子供たちに対する支援とか、いろんな相談体制をとっていただいているノウハウを、この高校の魅力化とか、地域みらい留学の制度導入にしっかりと生かしていただきたいと思います。この辺の連携というのはどのようにお考えでしょうか。

青木教育創生課長

ただいま、井下委員より、高校の魅力化、それから地域みらい留学等について御質問がありました。

井下委員からお話があったように、本県でも地域みらい留学を活用して、全国から生徒の募集をしている高校もありまして、実際に入学の実績にもつなげているところでございます。

あわせて、高校の更なる魅力化と特色化は、今後、進めていくべき課題でもありまして、

先ほど井下委員からお話のあった福祉分野でありますとか、そういった他部局と連携して、高校の魅力化、特色化も図っていくべきという御意見を頂いております。

現在でも、そのあたりの連携ができていない部分もあると思いますけれども、今後、公立高校の在り方を検討していく上で、そういった他部局との連携で、どういうふうにも有機的に連携して魅力化、特色化を図っていくべきかというあたりも、今後、検討してまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

是非、進めてください。子供たちのことというのは、1年で結果が出ますので、こんな短期で出ることというのは、行政がやっていることでなかなか少ないのではないかと思いますし、それに正解は多分ないと思うので、逆にいろんなチャレンジをしていただきたいと思っております。

格好だけいろいろ決めてしまうと、逆に大人が決めたものは子供が入りづらかったりするので、とにかくいろんなアイデアを出しながら、県外からの子どもたちも含めていろんな子供たちが来ることができる所というのを作っていただきたいです。

県内の小中学校は、その地域でたまたま同じ時に生まれた子どもたちが同じ学校に行き、その中で、なかなか自分を認めてもらえずにというのが不登校の原因だったりすると思うのですが、学区がなくなるメリットとして、この子どもたちが高校になって門戸が急に広がるというか、いろんな所に行きやすいという状況になりますので、その子どもたちをしっかりと見つけてあげてほしいと思っています。

先ほど進路指導の話が出ていたのですが、多様な進路指導に対応していくという選択肢の話もしていましたが、正直なところ個人的に言うと、学校に、特に中学校の現場にもっと地域の、高校の在り方とか、高校の魅力化とか、地域みらい留学制度の意味とかというのを、中学校の進路の先生が知らないと思っております。

逆にすごい無責任な進路指導になると思っています。僕の経験もありますので、はっきり言いますが、高校の先生方だけではなくて、学校に来なくて3年間終わりましたねと言って、はい次というような学校の体制をいつまでも取るのではなくて、フリースクールも当然選択肢の一つなのですけれど、中学校には行けなかったけれど、県内の高校にしっかりと通えるような状況を作りたいと思っています。

各市町村の課題でもあるかもしれませんが、採用する際にも、いろんな方を採用していただけたらと思っておりますので、お願いをいたします。

それともう1点なのですが、先ほどと同じ流れなのですが、今、全国で小中高生の自殺というのが500人を超えています。その大体7割ぐらいがみんな不登校だった、しかも、もっと言うと、最終的に学校に再登校したうちの7割の子が自殺していました。ということは、何が言いたいかというと、学校には行かないほうがいいですね。

そうであれば、早いうちに、先ほども言いましたが、子供の居場所というか、逃げ場所であったり、認めてもらえるような環境を作りたいと思っておりますし、引きこもっている子とかのほうが、より繊細なのかもしれないと思っています。

親と先生が、うちの子が学校へ行きたがらないんですと悩めば悩むほど、子供がどんどん行きづらくなっていきますので、そうではなくて、当たり前のことというか、これは普

通のことだと思っていただきたいと思いますし、なおかつ、何回も言いますが、その上でフリースクールも含めて、いろんな選択肢を、学校が、両親も含めて、提案してあげれば、もっと早く対応できるのではないかと思います。

先ほど言いましたが、高校の魅力化とか、地域みらい留学で、きらきら輝いている子供をたくさん見てきた者としては、中学校までは同じ引きこもりだったんです。だから自殺する子との違いは、選択肢を、見つけたか、見つけていないかだけの話で、そうであれば、そういうチャレンジを一日も早くやっていただきたいと思いますので、これは教育委員会だけではなくて、各市町村とか、他部署の方にもお願いをしていかないといけないと思います。

あとは、とにかく今後、いろんな子供を取り巻く環境の中で、これまで学校現場でいろんな事をお願いしてきたのですけれど、学校現場の働き方の話も当然ありますが、個人的に言うと、部活動の在り方というの、果たして学校でやるべきことかというの、しっかり答えを出していかないといけないと思うのです。

地域移行についても、恐らくこれは徳島では大分難しいと私は思っています。今までは、中学校で何かの部活動をするのが当たり前だとか、むしろそのほうが健全だ、みたいなことをベースに学校現場もいたかと思うのですけれど、今の状況を見ていると、逆に健全だとは思えないですし、部活動をやりながら削っている時間がPTAだったりするわけです。

そうなってくると、先ほど言った早期発見すべきところで、親が悩んでいる際に先生に相談できないとかいう事案も、私は今、学校に関わりながら結構見えていますので、時間を優先して物事を決めていくのだったら、部活動を中学校でやる必要は、残念ながら僕はないと思っています。

第一に、子供たちが生きていく環境を作るほうが先だと思っています。部活動をやりたい方は否定しませんので、やったらいいとは思いますが、いわゆる働き方で削る時間の中に、部活動をやることで削っている時間があれば、見直しをしていくべきだと思っていますので、それはお伝えをしておきます。

この辺も含めて高校の魅力化に、今後、庁内連携して取り組んでいただきたいと思いますし、議会は続きますので、いちいち状況を確認させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

梶原一哉委員

フリースクールにつきましては一般質問で質問させていただきましたけれども、改めて見ますと、経済的な負担が、2万円から3万円ぐらいということ、またフリースクールへ通うことの課題については、経済的な負担と遠距離の送り迎えとか、それと大きいのは、6割の方が仕事との両立が難しいと答えられています。

先ほど、井下委員からも出ましたけれど、県内で1,950人の不登校児童生徒がいる中で、回答が41件ということで、数からしたら、これはほんの僅かな保護者の方の御意見かと思っています。

私も、実際に子供さんが不登校になられている保護者の方とかから御意見を頂くことがあるのですけれども、お一人ではなくて、複数の子供さんが、その中でも兄弟が、全員に

近いぐらいの方が不登校になられている方とか、それとあとシングルマザーで子供が不登校になって、おばあちゃんに見ていただいているのです。

そういうシングルマザーの方で、おばあちゃんとかが家庭にいない方もおられますので、そういうところは仕事を辞めざるを得ないという厳しい状況になると思います。先ほどの井下委員からも出ましたけれど、1,950人の子供さんを一人一人、しっかり見てあげる、注意して見てあげることが一番大事なところかと思えます。

現場の先生方の負担は並大抵のものではないというのはよく分かっていますので、一人一人の状況を、改めてしっかり見ていくということが大事になるのではないかと思います。今後もよろしくお願ひしたいと思っています。

井村委員からもお話がありましたけれども、次に0歳児から2歳児の保育料の無償化について質問をさせていただきます。

今回、無償化の取組が四国で初めてということで、その取組につきましては、私は非常に高く評価をしております。本来でしたら、国が、全国一律ですべきものかと思うのですが、それに先駆けて徳島県が取り組んだことについては高く評価しております。

先ほども質問で出ましたけれども、そうした中で、世帯年収が640万円未満という所得制限につきましては、私ども公明党としても所得制限はすべきではないと、子供は親御さんが育てる、その責務があるというだけではなくて、社会全体で育てていくものだという、そういう観点からも、親の年収によって差別があってはならないという考えを持っております。

650万円の方が受けられなくて、640万円未満の方が受けられるというのは、非常に不公平感を当事者の方からしたら感じると思いますので、そういう意味におきましては、将来的には所得制限が撤廃されればよいと思っております。

改めてお聞きしたいのですが、今回、徳島県が所得制限を設けた理由をお伺ひしたいと思います。

玉岡子育て応援課長

保育料無償化の所得制限を設けた理由と考え方につきましては、先ほどの答弁と少し重なる部分がございますが、喫緊の課題である少子化対策の一つで、少子化の大きな要因の一つが子育て世帯の経済的不安の解消というところですので、その経済的支援という観点から、今回、行っております。

所得制限の設定に当たりましては、30代子育て世帯の平均年収でありますとか、他県の先行事例なども踏まえて、今回、640万円未満とさせていただいております。県全体では、保育所に入所しているお子さんの、おおむね7割強が支援の対象になると考えております。

梶原一哉委員

分かりました。財源のこともありますので、高所得世帯にも支援するのかということも、分からないでもないですけれども、将来的には撤廃の方向に進んでいけばいいと思います。

今後は全市町村で9月からスムーズにスタートができるように、県としてもしっかりと推進をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2023年6月に国から異次元の少子化対策ということで、こども未来戦略方針の支援策の一つに、こども誰でも通園制度というのが掲げられております。このことについてお聞きしたいのですが、この制度の利用者というのは、今回の0歳児から2歳児の保育料の無償化の対象にはなるのでしょうか。

玉岡子育て応援課長

こども誰でも通園制度につきましては、民間の保育所とか、認定こども園などを利用していない生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、保護者の就労の有無を問わず利用できるという制度でございます。

無償化の対象になるかということなのですが、こども誰でも通園制度の詳細などが、まだ全部示されていないというところですか、今後の実施状況、国の動向などを踏まえて、研究してまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

分かりました。希望としては、こうした一時的に預かり保育を使うという方も、当然、無償化になるべきだと思っております。詳細な制度設計がまだということで、誰でも通園制度と銘打っていますので、費用についても負担がかからないように、県としても国に対して要望はしていただきたいと思いますと思っております。

2026年度からの本格的な実施になるということなのですが、1年はあつという間だと思うのです。徳島県としては今後どういうふうなスケジュールで進んでいくのか、教えていただきたいと思います。

玉岡子育て応援課長

令和8年の本格実施に向けたスケジュールというところでございます。

現在の市町村の状況ですが、令和6年11月から上勝町、また令和7年6月から吉野川市が開始をしているところです。

実施主体である市町村におきましては、令和6年度に、こども誰でも通園制度が自分の市町村内でどれぐらいの利用が見込まれるかというところ、そしてその受皿として確保しなければならない提供体制について、それぞれ計画を立てていただいているところです。

今年度につきましては、その計画に沿って実施する施設を選定して、市町村で認可を行うといった手続きが予定されているところです。

一方、制度の実施に当たりましては、先ほども申し上げたのですけれども、現時点でまだ国のほうから示されていない検討段階のものがあるほか、制度自体が非常に複雑で、分かりにくいといった市町村の担当者からのお声も頂いております。

県としては、国の動きも注視しながら、市町村向けの担当者会議などを通じまして、十分な情報共有を図っていきますとともに、各市町村の準備状況を個別に把握、確認いたしまして、連携を密に準備を進めていきたいと思っております。

梶原一哉委員

分かりました。この制度がスタートしたら、今、行われている一時預かり事業というの

は廃止の方向になるのですか。

玉岡子育て応援課長

ただいま、一時預かり事業の扱いについて御質問を頂きました。

従来から実施されている一時預かり事業につきましては、お子さんを保育所で一時的に保育するという点につきましては、こども誰でも通園制度との類似点が非常に大きく、国において両制度の在り方について検討が進められてきたところでもあります。

国が示した整理によりますと、目的定義という点でいきますと、一時預かり事業は家庭で一時的に保育ができないという、保護者の立場からの必要性に施設が対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は保護者のために預かるのではなくて、飽くまで子供の成長の観点から、子供の育ちを応援するというところを本来の目的としているという違い。制度の建て付けとしては、一時預かり事業は補助事業として、する、しないは、市町村の判断になるわけなんですけれども、こども誰でも通園制度は、いわゆる給付ということになりますので、全国どの自治体でも共通で実施されるべきものということになっております。

こうした制度の趣旨等の違いを踏まえまして、現時点では一時預かり事業についても継続して実施する方向ということで、お聞きしております。非常によく似た制度ですので、本格実施に向けましては、それぞれの制度の趣旨とか内容について、市町村、また利用者の方々に、分かりやすく情報提供していく必要があると考えております。

梶原一哉委員

分かりました。それでは最後に、こども誰でも通園制度は育児負担の軽減であるとか、また子供さんの社会性が身につく、また園児数が減少している保育所などもございまして、そうしたところの経営的にも助かるという、メリットも多いけれども、デメリットもある。

そのデメリットの一つが、今も一般的に保育士さんの不足が大きな問題になっていますけれども、これは明らかに人手不足が顕著になると私も保育の現場の方から聞いております。

これは今からしっかり現場の意見を聞いていただいて、随分前から凶られていますけれども、保育士不足の解消をクリアしていかないと、いざ制度がスタートしたときに大きな問題になるのではないかと感じております。この点について、どのような御認識を持たれているか教えてください。

玉岡子育て応援課長

梶原委員がおっしゃいますように、こども誰でも通園制度の課題といたしましては、市町村、それから保育施設のほうからも、現場での負担の増加ですとか、保育士さんの不足を心配するお声をお聞きしてございまして、安定した保育の提供体制整備が非常に重要と考えております。

こども誰でも通園制度の実施に当たりましては、実施方法として、既存の定員に加えて新たに定員を設定して運営する方法、また、今の空き定員を活用して、保育士の増員を伴わずに定員の範囲内で実施する方法といった複数の実施方法がございまして。

また、受け入れる子供の年齢とか、サービスを提供する、開始する日数とか時間、そういうところについては、施設ごとに検討するとされておりまして、職員配置などいろいろ各施設で事情があると思いますが、そういう実情とか施設の特徴に応じた体制が取られるように、県としても、これから準備を進めていく中で、助言や情報提供をしてまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

分かりました。今、産後うつとか子育てノイローゼで、時折全国でも悲惨な事件や事故が起きていますので、そうした悲惨なことが起きないように、そういう意味も含んだ、こども誰でも通園制度という制度でありまして、非常に大事な事業だと思っております。

保育士さんの確保、また処遇の改善とか、様々な大きな課題もありますけれども、来年の実施に向けて、県もしっかりリードしていただいて、スムーズに制度がスタートできるようにお願いを申し上げます。

立川了大委員

質問の予定はなかったのですが、関連というか、聞いていて気になったので、0から2歳の保育料無償化の件でお伺いしたいです。今までの答えの中に、もしかしたらあったかもしれないけれど、所得制限が掛かる方、所得制限の対象になる方の割合というのはどれぐらいなのか。

玉岡子育て応援課長

所得制限の設定は今回640万円未満ということになっています。

立川了大委員

所得が640万円以上の方は何割くらいでしょうか。

玉岡子育て応援課長

現在、保育所を利用している人数の割合でいくと、所得制限が掛かる方は3割弱というところですよ。

立川了大委員

今、聞いても分からないことだと思うのですが、データを要望しておきたいです。梶原委員からもあったように、僕は、子供のことに关しては、今までもありましたけれど、親の経済的なところで所得制限を掛けるのは無策だなど、基本的には思っています。

その上でお聞きするのですが、梶原委員からもあったように、ボーダーラインの方がいるのですよね。要は639万円の方と640万円の方、1万円の誤差で費用が掛かる、掛からないの分岐があるのですが、その分岐のところの人は、639万円の人だったらゼロですよ、641万円だったらこれぐらい掛かる、1,000万円の人だったらどれぐらい払わないといけないのか。

僕はざっくりのイメージで、マックスだったら、年間七十何万円とか、確かあると思う

ので、またデータを教えてもらえませんか。要望としてお伝えしておきます。お願いします。

岡田理絵委員長

先ほどの立川委員の資料は、またできあがったら出してあげてください。

井村保裕委員

その640万円の所得制限は、主たる世帯主の所得、それとも共働きだったら二人足したもので、その基準というのは、前の年の確定申告か何かそういった基準というものはあるのですか。どういったものが、そのボーダーラインの基準になるのですか。

玉岡子育て応援課長

640万円は主たる世帯主の収入ではなく、世帯収入です。

その基準につきましては、前年度か、本年度かというところは、改めて確認させていただきます。

立川了大委員

飽くまでも聞いたのは、これの主たる目的は子育て世代の経済的負担の軽減であって、それが広く少子化対策にもつながっていくというところで、所得制限を掛けたことによって不公平感が出て、制限が掛からなかったら、みんな平等ですけれど、結局は子育て世代の経済的負担の軽減というのに線を引いたときに、世帯主の所得だろうが、単独の所得だろうが、世帯所得だろうが、1円の差でここに掛かるか、掛からないかが、出てくるので、この辺の、何か矛盾しているというか、本当に子育ての経済的負担を軽減したいのだったら所得制限なんかしないではないですか。

そういう趣旨があり、どれぐらい負担の金額の差が出るのか知りたいなと思ったので、お聞きさせていただきました。急ぎませんので、よろしくお願いします。

岡田理絵委員長

先ほど教育委員会から、徳島県学びの多様化学校の在り方検討会議についての説明を頂きましたが、この説明のペーパーによりますと、今年度に4回開催して方向性を決めていくというようなお話と、それと、関係者としては11名で構成されていくというようなお話の内容と、上の3項目を重点的に話し合われるという話なんですけれども、この構成員11人の割合というのは、どれぐらいか決まっていますか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、岡田委員長より、学びの多様化学校在り方検討会議の委員の割合について御質問を頂きました。

委員につきましては、学校関係者、心理・福祉の専門家、民間団体の代表者、医療機関等の方、それから地域的な部分で、県北、県中央、南部、西部と、バランスを考えながら決定しました。

岡田理絵委員長

11名のうちの学校関係者が3名とか、内訳はどうなっていますか。

福多いじめ・不登校対策課長

委員につきまして、学校長等になりますけれども学校関係者が3名、それから教育行政等としまして4名、それから民間団体1名、精神科医として1名、あと福祉、それから心理の専門家1名ずつになります。

岡田理絵委員長

先ほどのアンケートとかが、非常に取りにくかったというようなところから考えると、民間の方が1名というのは非常に少ないことはないのですか。

福多いじめ・不登校対策課長

民間の方1名というところではありますけれども、様々な機会には、その他の方にも御意見を頂くというところで、その会議の中でもしっかり周知を図っていきたいと考えています。

岡田理絵委員長

在り方検討会議は今までもたくさん開かれてきていて、在り方検討会議で本当に在り方の話をしてくださいというところで、在り方検討会議の運営の仕方に対しての、いろんな御意見を頂くような話になってこようかと思えます。

頂いた意見がきちんと反映される仕組みに是非していただきたいと要望したいのと、それと、今年度4回開催されるということで、学校の場所とかに関しては、ここでの議論を踏まえてどこですかとか、どんな項目がいいのかとか、どんなカリキュラムにするのかというのは、この議論を踏まえて決定になるのですか。

それとも議論中にある程度目途をつけて、今年中のどこかのタイミングで、ある程度、どこそこにしたいから予算要求を出してきたというような運営になるのですか。

今後のタイムスケジュールはどんな感じなのでしょう。

福多いじめ・不登校対策課長

岡田委員長より、今後のスケジュールについて御質問を頂きました。

今回、検討会議を早々に立ちあげるというところで、教育委員会といたしましては、令和9年度の開校というところを念頭に、鳴門教育大学からの提案も踏まえながら検討してまいりたいと考えています。

会議等で様々な御意見を頂きながら、ある程度の方向性や方針が決まりましたら、速やかに発表と考えています。

岡田理絵委員長

分かりました。では、この4回というのは、今年度中に場所とか、そういう部分の革新

的なことが決まれば、そこで決定して進めていくという解釈なのですね。

ということは、今、各先生方のところにいろんな意見が届いていますし、今日も議論されました委員会での中身等とも、いろいろ検討していただく課題がたくさんあるので、それを踏まえて、是非皆さんの声を聞いていただいて、子供たちを不在にしないような取組を考えていただきたいです。

それと、中学生なので、先ほど井下委員がおっしゃっていた、高校になったらいろんな下宿であったり、行きたいところに行けるという、逆に言うと、そういうところにつなげていける学習をつないでほしいと思うのですが、義務教育の中の中学生というところを踏まえると、通える範囲であったりとか、行きたい場所に行けるのかというところでは、

今回、アンケートもしてくれらなっていますので、是非、子供たちの声を聞き取れるようなことを踏まえて、それを核にしながら学校の在り方を検討していただきたいと、強く要望して終わります。

岡田理絵委員長

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（12時00分）